



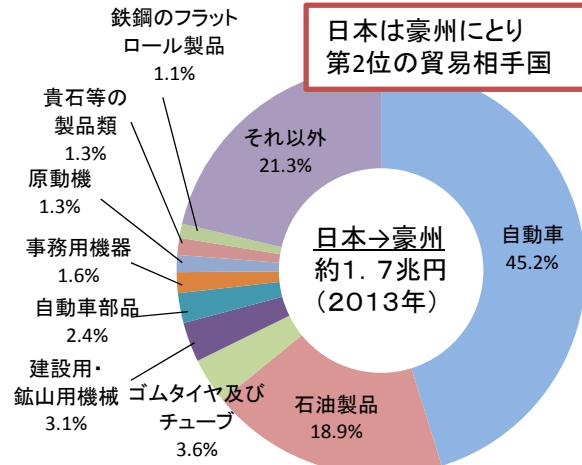
# 日・豪経済連携協定

(Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership)



## ◆意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化（これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国）
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進（貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等）



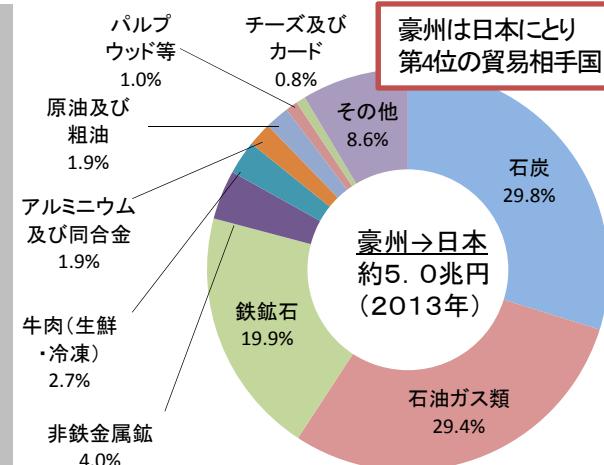
## ◆日・豪間貿易構造

協定発効後10年間で、

・往復貿易額の約95%の関税撤廃

・日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃  
(2013年豪州貿易統計)

・豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃  
(2013年財務省貿易統計)



## ◆交渉の経緯

2006年12月、  
第一次安倍政権時に  
交渉開始を決定。

2014年7月、  
安倍総理訪豪時に、  
総理とアボット首相  
が署名。

## ◆豪州市場へのアクセス

### 鉱工業品：

大部分の品目につき即時関税撤廃  
自動車：完成車輸出額の約75%が  
即時関税撤廃、残る完成車も  
3年目での関税撤廃

自動車部品：即時を含む主に3年目以内  
での関税撤廃

鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃

一般機械・電気電子機械（いすれも  
自動車部品を除く。）：即時関税撤廃

### 農林水産品：

全ての品目につき即時関税撤廃

## ◆日本市場へのアクセス

鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃

### 農林水産品：

コメ：関税撤廃等の対象から除外

小麦：食糧用：将来の見直し

飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で  
民間貿易に移行し無税化

牛肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）

冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げる

セーフガードを導入

乳製品：脱脂粉乳、バター：将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて  
4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）

砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し

高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定

ボトルワイン：7年間で関税撤廃

（注）食糧用麦（小麦・大麦）、牛肉、  
乳製品、砂糖については、協定の  
効力発生の日の後五年目の年又  
は両締約国が合意する他の年の  
いずれか早い年において、見直し  
を行う。また、日本が第三国に与  
えた特恵的な市場アクセスの結果  
として日本の市場における競争力  
に重大な変化がある場合に、見直  
しを行う。（\*）